

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第16号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）					
	組織	職	区分		組織	職	区分		
知事	本庁	略		知事	本庁	略			
		統括本部	略 ユニバーサルデザイン推進 監			略 3種	統括本部	略 ユニバーサルデザイン推進 監	略 3種
			国民保護・防災対策監			4種		<u>さが創生企画監</u>	<u>4種</u>
								国民保護・防災対策監	4種
		略			略				
	現地 機関	健康福祉 本部	略		現地 機関	健康福祉 本部	略		
			総合福祉センター副所長	4種				総合福祉センター副所長	4種
							<u>中央児童相談所長</u>	<u>4種</u>	
					<u>地域生活リハビリセンター 所長</u>	<u>4種</u>			
					<u>地域生活リハビリセンター 副所長</u>	<u>4種</u>			
		衛生薬業センター所長	3種			衛生薬業センター所長	3種		

改正前				改正後				
			略 食肉衛生検査所長	略 3種			略 食肉衛生検査所長 食肉衛生検査所副所長	略 3種 4種
		農林水産 商工本部	略 農林事務所長（佐賀中部及び杵藤の各農林事務所を除く。） <u>農林調整監</u> 地域農業改良普及センター長 略 畜産試験場長 略	略 3種 <u>3種</u> 3種 略 <u>3種</u> 略		農林水産 商工本部	略 農林事務所長（佐賀中部及び杵藤の各農林事務所を除く。）  地域農業改良普及センター長 略 畜産試験場長 略	略 3種  3種 略 <u>2種</u> 略
		県土づくり本部	略 土木事務所長（伊万里土木事務所に限る。） <u>土木調整監</u> 土木事務所副所長 略	略 3種 <u>3種</u> 4種 略		県土づくり本部	略 土木事務所長（伊万里土木事務所に限る。）  土木事務所副所長 略	略 3種  4種 略
		経営支援本部	首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。） 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長 首都圏営業本部副本部長（	1種 2種 2種		経営支援本部	首都圏営業本部長  九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長	1種  2種

改正前					改正後				
			<u>行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が8級である職員の職に限る。)</u> 首都圏営業本部副本部長（ <u>行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級である職員で上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理するものの職に限る。)</u>	3種					
			<u>首都圏営業本部副本部長（行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級である職員及び7級である職員（上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する職員を除く。）の職に限る。)</u> 略	4種			首都圏営業本部副本部長	4種	略
略					略				

附 則

( 施行期日等 )

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「 | 食肉衛生検査所長 | 3種 | 」の下に「 | 食肉衛生検査所副所長 | 4種 | 」）を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。